

II 用語の解説

1 用語の解説

人口

本報告書における人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいいます。

「常住している者」については、I 平成 22 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照してください。

面積

本報告書に掲載してある面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがあります。

これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記しています。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

年齢

年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢です。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳としました。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未 婚 – まだ結婚したことのない人

有配偶 – 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死 別 – 妻又は夫と死別して独身の人

離 別 – 妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシ

ア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 — 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに住居している単身者

施設等の世帯

- (1) 寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
- (4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
- (5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
- (6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

世帯主・世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分しました。

- A 親族のみの世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
- B 非親族を含む世帯 — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関

係にない人がいる世帯

C 単独世帯 — 世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他の分類されない世帯

〈参考〉平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。

3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場

合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように傍系となる 3 世代世帯は含みません。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯をいいます。

高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯をいいます。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

住宅 ;

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに 1 戸の住宅となります。

住宅以外 ;

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 ;「間借り」以外の以下の 5 区分に居住する世帯

ア 持ち家 – 住居する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問ず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

イ 公営の借家 – その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

ウ 都市再生機構・公社の借家 – その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住

宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含みます。

エ 民営の借家 – その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

オ 給与住宅 – 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般的な住宅に住んでいる場合も含みます。

間借り – 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

延べ面積とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含みません。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分しています。

一戸建 ; 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含みます。

長屋建 ; 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。

共同住宅 ; 棟の中に二つ以上の住宅があるので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。

※建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階以上」に5区分しています。

その他 ; 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなつたため、この都市的地域の特

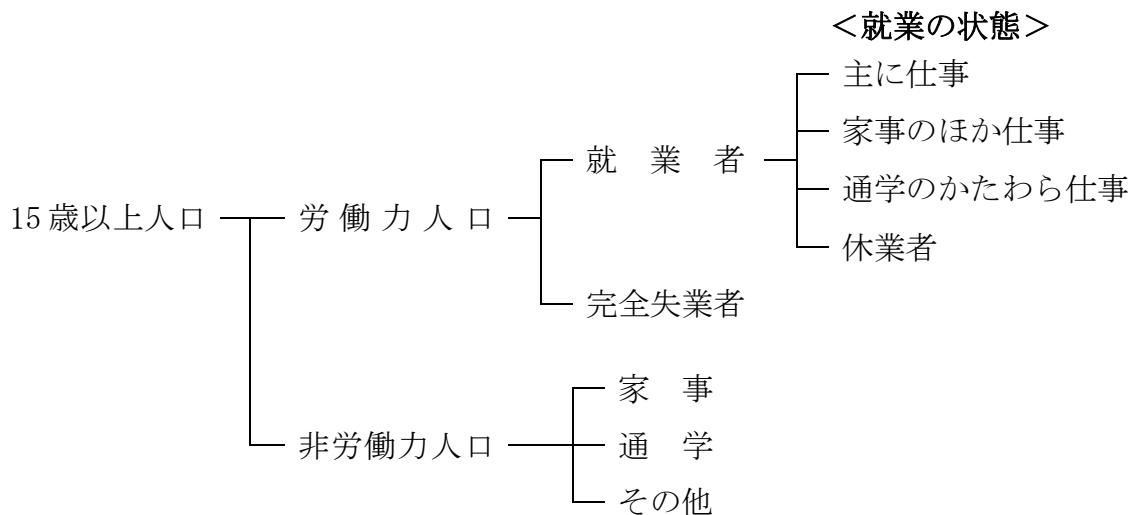
質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から新たに人口集中地区を設定しました。

「人口集中地区」は、以下の 3 点を条件として設定しています。

- (1) 国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が 5,000 人以上を有すること。

労働力状態

15 歳以上の者について、平成 22 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。



労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで以上休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
- (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても収入を伴う仕事をしたとして就業者に含めています。

主に仕事 ; 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほかに仕事 ; 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合
通学のかたわらに仕事 ; 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合
休業者 ; (1) 勤めている人が、病気や休暇などで以上休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合。
(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

完全失業者 ; 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）

家事 ; 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学 ; 主に通学していた場合
その他 ; 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

従業上の地位

就業者について、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分しました。

雇用者 ; 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員 ; 勤め先で一般職員又は正職員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員 ; 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他 ; 就業の時間や日数に關係なく、「パートタイマー」、

「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員 ; 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主 ; 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 ; 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 ; 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 ; 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

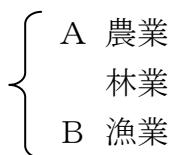
産 業

産業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）。

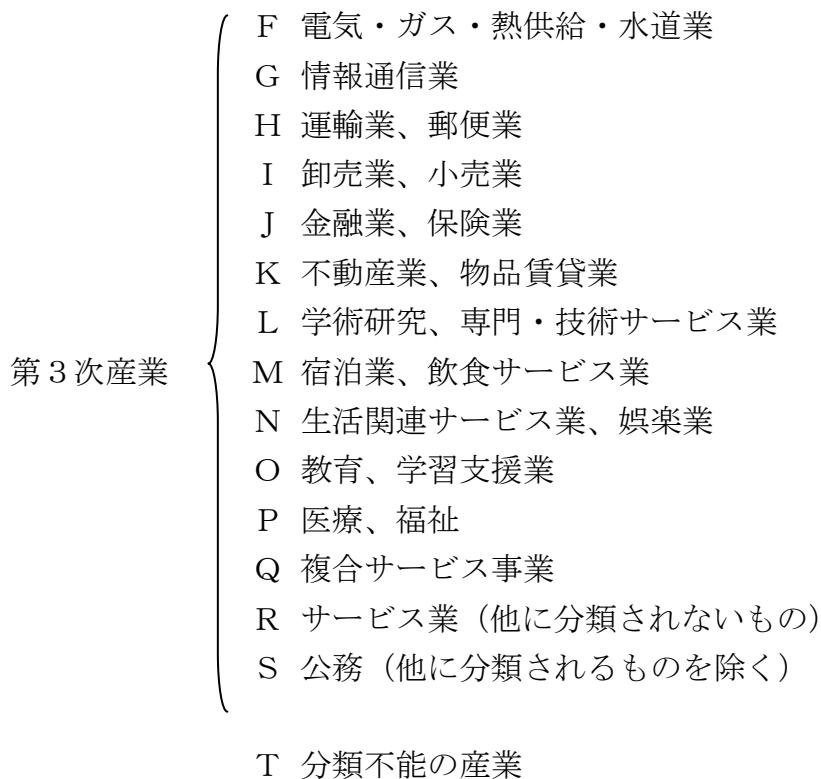
平成 22 年国勢調査に用いた産業分類は、平成 19 年 11 月に改訂された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目の、小分類が 2534 項目となっています。労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類されておりましたが、22 年調査から派遣先で実際に従事する産業を基に分類しています。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっています。

なお、本報告書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものです。

第 1 次産業 
A 農業
林業
B 漁業

第 2 次産業 
C 鉱業、採石業、砂利採取業
D 建設業
E 製造業



教育

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

卒業者 ; 学校を卒業して、在学していない人

在学者 ; 在学中の人

未就学者 ; 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

※「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く）及びこれらに準ずる学校をいいます。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や職員・社員の研修所講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

2 利用上の注意

(1) 単位未満の数字を四捨五入したため、内訳合計と総数が一致しない場合がある。
また、分類不能なども総数に含まれるため各項目の合計と総数が一致しない場合があります。

(2) 主な指標の算出方法は次のとおりです。

$$\text{人口増加率} = \frac{\text{当該期間の増加数}}{\text{基 準 人 口}} \times 100$$

性比=男の数÷女の数×100

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{従属人口指数} = \frac{(\text{年少人口} + \text{老年人口})}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

注) 1) 年齢3区分人口

年少人口 - 0~14歳人口

生産年齢人口 - 15~64歳人口

老年人口 - 65歳以上人口

2) 年齢3区分人口割合

年少人口割合 - 総数に占める年少人口の割合

生産年齢人口割合 - 総数に占める生産年齢人口の割合

老年人口割合 - 総数に占める老年人口の割合

(4) 使用記号は次のとおりです。

「0」該当者が掲載単位未満

「△」負数

「-」皆無

「…」不詳

「×」秘匿

(5) 問い合わせ先

米沢市企画調整部総合政策課 統計調査担当

(TEL 0238-22-5111 内線 2807、2808)